

令和8年1月30日  
四国電力株式会社

## 自己株式の取得に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

### 1. 自己株式の取得を行う理由

事業法人株主から、政策保有株式縮減の方針に基づき同社が保有する当社普通株式の売却意向がある旨の連絡を受け、当社の財務状況、市場環境等を総合的に勘案して検討した結果、当該売却による当社株式需給への短期的な影響を緩和するとともに、資本効率を改善して企業価値を高めるため、自己株式の取得を行うこととするもの

### 2. 取得に係る事項の内容

|                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 普通株式                                      |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 200万株以内<br>〔発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合約1.0%〕 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 35億円以内                                    |
| (4) 取得期間       | 2026年2月2日から2026年2月27日まで                   |
| (5) 取得方法       | 自己株式立会外買付取引（TOSTNET-3）                    |

(ご参考) 令和7年9月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く。） 207,504,600株

自己株式数 23,602株

※上記自己株式数には、株式給付信託（BBT）に係る信託口が保有する当社の株式 196 千株は含まれておりません。

以上